



かわりゆく社会に、
いつの時代も
かわらず輝く人材を。

比治山学園 創立80周年記念募金

ご案内とご協力をお願い



かわらない心。
かわりゆく
時代の先へ。

学校法人 比治山学園



ごあいさつ

学校法人比治山学園は、1939(昭和14)年の「広島昭和高等女学校(現在の比治山女子中学・高等学校の前身)」の設置に始まり、1966(昭和41)年に比治山女子短期大学を、その後順次付属幼稚園、比治山大学を設置し、今年、学園創立80周年を迎えることとなりました。

この80周年の節目にあたり、記念の事業・行事を実施していくため、「かわらない心。かわりゆく時代の先へ。」というスローガンを決めました。「かわらない心」とは、「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」という本学園の建学の精神や「正直、勤勉、清潔、和合、感謝」という学園五訓のことでもあり、「かわりゆく時代の先へ」とは、急速に大きく変容していく社会に対し、90周年、100周年を見つめ、いつの時代も常に輝く人材を送り出し続けるという決意でもあります。

このスローガンの下、80周年記念事業として、新しい教育に対応すべくさまざまな事業を実施するとともに、地域や時代の要請に応えるため、社会の変化に対応した改革を推進し、社会に貢献できる人材の育成に努めて参ります。

創立80周年記念事業の一環として実施いたしますこの募金事業は、本学園の目標の達成に向け、教育・学習環境のさらなる充実を図ることを目的とするものです。

関係者の皆様におかれましては、経済情勢の厳しい折、誠に恐縮に存じますが、この活動の趣旨にご理解ご賛同いただき、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



学校法人比治山学園
理事長
岡本 茂信



比治山大学
比治山大学短期大学部
学長
石井 眞治



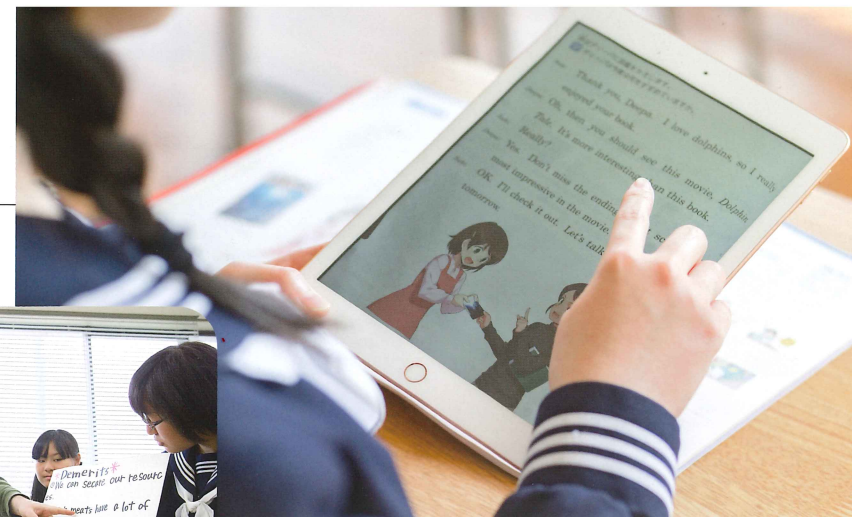
比治山女子
中学・高等学校
校長
好村 孝則



比治山大学短期大学部
付属幼稚園
園長
羽地 波奈美

比治山女子中学・高等学校では

- パソコン、プロジェクター、教育用タブレットなどICT機器を整備・活用し、アクティブ・ラーニングの視点に立った質の高い先進的な授業を展開します。
- オンライン英会話の導入、外国人教員の担任配置、英語の4技能に関する資格取得促進など、英語教育の一層の充実を図ります。
- 駐輪場の改修、屋内練習場の建設など施設整備も進めていきます。



比治山大学・ 比治山大学短期大学部では

- 多彩な出会いを生み出し、伸び続ける人を育む「牛田キャンパス」の新たな拠点となる新3号館を建設します(2021年4月運用開始予定)。また新3号館建設に伴う周辺環境の整備、施設・設備の改修を行います。



比治山大学短期大学部 付属幼稚園では

- 「いきいき、のびのび、どきどき」遊び、学べる場として、より素敵な環境作りに努めます。創立70周年記念事業として設置した「さくらの森」のリニューアルを行います。

比治山学園は、社会の変化に対応した改革を推進し
社会に貢献できる人材を育成するため、
教育・学習環境のさらなる充実を図ります。

募金の目標額

1億円

募集期間

2019年2月～2020年3月

寄付者ご芳名の記録

ご寄付いただいた皆様へ感謝の気持ちを込め、ご芳名を寄付者名簿に掲載させていただきます。寄付者名簿はホームページにも掲載させていただきます。(掲載を希望されない場合は、振込用紙の匿名希望欄にチェックを入れてください。)

払込方法

専用の振込用紙にご記入の上、郵便局または下記金融機関の本・支店からお振り込みください。振込手数料は不要です。

- 広島銀行
- 広島信用金庫
- 広島市信用組合
- もみじ銀行
- 広島市農業協同組合

(専用の振込用紙をお持ちでない場合は、下記「お問い合わせ先」にご請求ください。)

インターネットによる寄付受付を開始

パソコン、スマートフォンなどから、時間、場所を問わず寄付手続きを行うことができます。(クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、インターネットバンキング(Pay-easy)決済が利用可能) 利用方法については、比治山大学ホームページ内の「寄付金のお願い」のページ(<http://www.hijiyama-u.ac.jp/hojin/donation.html>)をご覧ください。下記にお問い合わせください。

税制上の優遇措置

個人が寄付された場合

下記2種類の制度からいずれか有利な制度をお選びいただき、所得税制上の優遇措置を受けることができます。

①税額控除制度

「その年の寄付金額－2,000円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。対象となる寄付金額は総所得金額等の40%が限度であり、税額控除額は所得税額の25%が限度です。

②所得控除制度

「その年の寄付金額－2,000円」が年間所得額から控除されます。控除できる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

寄付金控除を受けるには

当学園が発行する「寄付金受領証明書」および当学園が文部科学大臣から交付を受けている「特定公益増進法人であることの証明書写」、「税額控除に係る証明書写」を添えて、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に確定申告を行ってください。

※当学園は、広島県、広島市からも税制上の優遇措置が適用される団体に指定されていますので、上記確定申告により、個人県民税、個人住民税の優遇措置も受けることができます。

法人が寄付された場合

特定公益増進法人に対する寄付として、一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

損金算入をするには

当学園が発行する「寄付金受領証明書」および当学園が文部科学大臣から交付を受けている「特定公益増進法人であることの証明書写」により、手続きをすることができます。

詳しくは学校法人比治山学園のホームページ「税制上の優遇措置」(<http://www.hijiyama-u.ac.jp/hojin/index.html>)をご覧ください。下記に創立80周年記念募金事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

学校法人比治山学園法人事務局内 創立80周年記念募金事務局
〒732-8509 広島市東区牛田新町4丁目1-1

TEL 082-229-8840 FAX 082-229-8933